

宇美中学校 校則の見直し

令和7年度 2学期「頭髪・眉」について

令和7年12月24日（水）

宇美中学校における校則の見直しは、令和6年度の3学期から始まりました。校則見直しの目的、見直しの経緯、方法は次の通りです。

【校則見直しの目的】

- 自分たちで考え、決めたことを責任をもって守る力を身に付ける。
- 場面に応じて、どのような選択がふさわしいかを考え、行動に移せるようになる。
- 決まりやルールを守る大切さについて考え、今の時代の流れにも対応する。

【校則見直しの経緯】

- (令和6年度) ○3学期…「通学靴・靴下」の見直し
(令和7年度) ○1学期…「服装（ベルト・防寒着等）」の見直し
○2学期…「頭髪・眉等」の見直し（今回）



【校則見直しの方法】

- ① 全校生徒へのアンケート実施、集約 → 生徒会役員での話し合い
- ② 各学級での協議 → 生徒会役員での話し合い
- ③ 職員会議等で職員による協議
- ④ 校則検討委員会・PTA役員（保護者）での協議
- ⑤ 生徒会役員・職員での最終確認 → 全校生徒・保護者への発信



★『頭髪・眉』に関する校則がこう変わりました！

宇美中学校校則 第2条 頭髪は、男女とも清潔で爽やかな髪型とする。

- (1) 前髪は自然な状態で目にかかる程度とし、横髪はあごのライン、後髪は肩までの長さにする。それ以上のものはゴムやピンでとめる。ゴムやピンの色は、黒・茶・紺とし、飾りやラメ等が入っていないものとする。

（見直しのポイント①） → 頭髪は男女共通の基準に！

- (2) 脱色・染色・パーマ・そり込み、その他目立つ髪型にしない。ただし、白髪染めや縮毛矯正に関しては、先生に相談する。
- (3) 髪をまとめ目的でのお団子や三つ編みはしてもよい。その他、髪型で気になることがある場合は、先生に相談する。

（見直しのポイント②） → 頭髪で気になることがあれば相談して対応！

- (4) 清潔感があり、身だしなみを整える目的であれば、整髪料を使用してもよい。ただし、匂いの強いものや艶がないものとする。整髪料は学校に持ってこない。
- (5) 眉毛は極端に短くしたり、薄くしたり、形を変えたりせず、整える程度とする。

（見直しのポイント③） → 整髪料OK！ 眉毛は整える程度OK！ ※ただし、身だしなみを整える目的を忘れずに！

校則が見直され、選択の幅が広がったということは、校則がゆるくなつて楽になったということではなく、自分で考えて判断し、その自分の判断や行動に責任をもつということです。その判断の根拠となるものは、「清潔感のある身だしなみであるか」「身だしなみを整える目的であるかどうか」であり、「おしゃれをしたいから」や「ただ目立ちたいから」ではありません。だから、「これどうなのかなあ」と思ったときには、友達や先生、家族に相談してください。また、今回決まった内容が最終決定ではなく、これまでに見直した分も含めて、これからも時代の流れや宇美中生の成長に応じて、校則の見直しを続けていきます。